

電球のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

平成25年11月1日経済産業省告示第235号（制定）
 平成25年12月27日経済産業省告示第269号（一部）
 平成29年3月28日経済産業省告示第54号（一部）
 平成31年4月12日経済産業省告示第106号（一部）
 令和元年7月1日経済産業省告示第46号（一部）

1 判断の基準

- (1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第18条第28号に掲げる電球（以下「電球」という。）のうち蛍光灯の製造又は輸入の事業を行う者は、各年度（令和8年4月1日に始まり令和9年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する蛍光灯のエネルギー消費効率（3に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を第1表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

第1表

区分				基準エネルギー消費効率
蛍光灯の大きさの区分	蛍光灯の光源色	蛍光灯の形状	区分名	
10	電球色		a	60.6
	昼白色		b	58.1
	昼光色		c	55.0
15	電球色		d	67.5
	昼白色		e	65.0
	昼光色		f	60.8
25	電球色	蛍光灯が露出しているもの	g	72.4
		区分名がg以外のもの	h	69.1
	昼白色	蛍光灯が露出しているもの	i	69.5
		区分名がi以外のもの	j	66.4
	昼光色	蛍光灯が露出しているもの	k	65.2
		区分名がk以外のもの	l	62.3

備考 「蛍光灯の大きさの区分」とは、日本産業規格（以下「JIS」という。）C7620-2（2010）に規定する大きさの区分をいう。

- (2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第1号）による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第18条第28号に掲げるエル・イー・ディー・ランプ（以下「平成29年度LEDランプ」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成29年4月1日に始まり平成30年3月31日に終わる年度）以降の各年度（令和8年4月1日に始まり令和9年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する平成29年度LEDランプのエネルギー消費効率を第2表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

第2表

区分		基準エネルギー消費効率
区分名	光源色	
1	昼光色・昼白色・白色	110.0
2	温白色・電球色	98.6

- (3) 電球の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（令和9年4月1日に始まり令和10年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する

電球のエネルギー消費効率を第3表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

第3表

区分		基準エネルギー消費効率
区分名	光源色	
1	昼光色・昼白色・白色	110.0
2	温白色・電球色	98.6

2 表示事項等

2-1 表示事項

電球のエネルギー消費効率に関し、製造事業者等は、次の事項を表示すること。

- イ 品名及び形名
- ロ 全光束
- ハ 消費電力
- ニ エネルギー消費効率
- ホ 光源色
- ヘ 調色機能を有するものにあつてはその旨
- ト 製造事業者等の氏名又は名称

2-2 遵守事項

- (1) 2-1のロに掲げる全光束は、3-1に規定する方法により測定した数値をルーメン単位で表示すること。なお、調色機能を有するもので、主に使用される光源色が特定されないものについては、最も高い消費電力における全光束を表示すること。
- (2) 2-1のハに掲げる消費電力は、3-2に規定する方法により測定した数値をワット単位で表示すること。なお、調色機能を有するもので、主に使用される光源色が特定されないものについては、最も高い消費電力を表示すること。
- (3) 2-1のニに掲げるエネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第4下欄に掲げる数値をルーメン毎ワット単位で小数点以下1桁（小数点第2位以下は切り捨てるものとする。）まで表示すること。
- (4) 2-1のホに掲げる光源色は、J I S Z 9112（2012）に規定する区分を表示すること。
- (5) 調色機能を有するもので、主に使用される光源色が特定されるものについては、特定される光源色を表示すること。なお、主に使用される光源色が特定されないものについては、最も高い消費電力における光源色を表示すること。
- (6) 調色機能を有するもので、調色によって全光束、消費電力、エネルギー消費効率のいずれかが変わる場合は、その旨を付記すること。
- (7) 2-1に掲げる表示事項の表示は、包装容器、カタログ（電子媒体を含む。）又は機器を販売しようとする場合に製造事業者等により提示される資料に記載して行うこと。

3 エネルギー消費効率の測定方法

1のエネルギー消費効率は、3-1に規定する方法により測定した全光束をルーメンで表した数値を、3-2に規定する方法により測定した消費電力をワットで表した数値で除して得られる数値とする。

3-1 全光束の測定方法

電球の全光束は、J I S C 7801（2014）に規定する方法により測定した数値とする。

3-2 消費電力の測定方法

- (1) 白熱電球の消費電力の測定は、J I S C 7501（2011）の附属書Aに規定する方法により行うものとする。
- (2) 蛍光ランプの消費電力の測定は、J I S C 7620-2（2010）の附属書Aに規定する方法により行うものとする。
- (3) エル・イー・ディー・ランプの消費電力の測定は、J I S C 8157（2011）の附属書Aに規定する方法により行うものとする。

附 則

- 1 この告示は、平成二十五年十一月一日から施行する。ただし、2の規定は、平成二十六年十一月一日から施行する。
- 2 2の規定は、この告示の施行前に製造又は輸入されたLEDランプについては、適用しない。

附 則（平成31年4月12日経済産業省告示第106号）

- 1 この告示は、平成三十一年四月十五日から施行する。ただし、第一条の2の改正規定（エル・イー・ディー・電灯器具に限る。）及び第二条の2の改正規定（エル・イー・ディー・ランプ（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第 号）による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）（次項において「旧令」という。）第十八条第二十八号に掲げるエル・イー・ディー・ランプに該当するものを除く。）及び白熱電球に限る。）は、平成三十二年四月一日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この告示の施行日から平成三十二年三月三十一日までに製造又は輸入される照明器具（エル・イー・ディー・電灯器具を除く。）及び電球（エル・イー・ディー・ランプ（旧令第十八条第二十八号に掲げるエル・イー・ディー・ランプに該当するものを除く。）及び白熱電球を除く。）の表示（この告示の改正に係る部分に限る。）については、なお従前の例によることができる。
- 3 この告示による改正後の照明器具のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等及び電球のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等は、平成三十一年四月十五日以降に製造又は輸入される照明器具及び電球について適用し、平成三十一年四月十四日以前に製造又は輸入された蛍光ランプのみを主光源とする照明器具及びエル・イー・ディー・ランプについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年7月1日経済産業省告示第46号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。